

報告第19号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月29日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第10号

自動車損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和3年10月19日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 428,128円

2 相手方の住所及び氏名

兵庫県淡路市室津

■■■■■■■■■■

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金428,128円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

令和3年8月7日午前8時ころ、市営住宅室津団地2号棟の屋根側面のコンクリートの一部が老朽化により剥がれ、真下に駐車していた相手方車両に落下し、屋根及び右側面に損傷を与えた。

報告第20号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月29日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第11号

自動車損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和3年11月15日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 157,800円

2 相手方の住所及び氏名

兵庫県淡路市下河合



3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金157,800円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

令和3年8月2日午後1時46分ころ、都市整備部建設課職員が市営住宅下河合団地敷地内において、除草作業を行っていたところ、使用していた草刈機が石を跳ね上げ、同敷地内に駐車していた相手方の車両前部ガラスに当たり、損傷をさせた。

## 報告第21号

### 専決処分した事件の報告について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月29日

淡路市長 門 康 彦

### 委任専決第12号

### 自動車損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和3年11月19日

淡路市長 門 康 彦

- 1 損害賠償の額 189,838円
- 2 相手方の住所及び氏名  
兵庫県南あわじ市山添606番地1  
淡路清掃株式会社 代表取締役 横山 泰明
- 3 和解条項
  - (1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金189,838円を指定する口座に振り込む方法で支払う。
  - (2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。
- 4 事件の概要

令和3年10月1日午前11時30分ころ、淡路市大町下477番地2地先のコンクリート舗装された里道を相手方が自動車を運転して走行していたところ、当該里道下が土砂の流出により空洞化していたため、舗装が割れ、陥没した路面に同車後部左車輪が落ち込み、車両底部等に損傷を与えた。